

居宅介護支援 ケアセンターふれあい 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社オアシスが開設するケアセンターふれあい（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたつて援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ケアセンターふれあい
- 二 所在地 東京都小金井市本町 6-13-17 タカギビル 8-302

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名 常勤職員 3名（管理者と兼務1名他2名）

（営業日及び営業時間）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受

領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の事業の実施地域を越え1 km 毎に10円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、小金井市、国分寺市、武蔵野市 その他の区域とする。

（相談・苦情対応）

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故処理）

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（医療機関との連携促進）

第10条 当事業所は、医療機関との連携を促進するために、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めた場合は、当該医師に対してケアプランを交付する。
- 3 当事業所は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔関連と服薬関連の情報や、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行なう。
- 4 当事業所は、利用者又はその家族に対し、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める。

（虐待防止）

第11条 事業所は利用者の人権・虐待防止のための、次の措置を講じるものとする。

- 1 定期的に開催する虐待防止委員会において、虐待防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底する。
- 2 虐待防止に関する指針を整備する。
- 3 事業所職員に対し、虐待の防止のための研修を開催する。
- 4 上記の措置を適切に実施するための担当者を選定する。

事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなってもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社オアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月15日改正

この規定は、平成31年1月21日改正

この規定は 平成 31 年 2 月 1 日改正

この規定は 令和 2 年 10 月 1 日改正

この規定は 令和 6 年 4 月 1 日改定

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日改定

料 金 表

※ 居宅介護支援費

居宅介護支援費 I (取扱件数 40 件未満である場合又は 40 以上の場合において、40 未満の 部分について算定する。)	要介護 1・2	月	円
	要介護 3・4・5	月	円
居宅介護支援費 II (取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合 において、40 以上の部分について算 定する)	要介護 1・2	月	円
	要介護 3・4・5	月	円
居宅介護支援費 III (取扱件数 60 件以上)	要介護 1・2	月	円
	要介護 3・4・5	月	円

※ 初 回 加 算

初回加算 (I) 円

(初回加算 (I) の算定要件)

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

初回加算 (II) 円

(初回加算 (II) の算定要件)

初回加算 (I) の要件を満たしている場合であって、30 日を超える入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設と居宅サービス計画を策定した場合に算定する。ただし、同一利用者について前回算定から 6 月間以上を経過していることが必要である。なお、介護老人福祉施設における在宅・入所相互利用加算及び介護老人保健施設における試行的退所サービス費が算定されている利用者の場合には「退院又は退所」に該当せず、本加算を適用せず、初回加算 (I) を算定する。

※ 特定事業所加算

月

円

(特定事業所加算の算定要件)

- イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること（※一定の経過措置あり）
- ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3人以上配置していること
- ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ニ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ホ 届出日が属する月の前3か月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3・要介護4・要介護5である者の占める割合が6割以上であること
- ヘ 当該事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ト 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託すること。また、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加すること
- チ 運営基準にかかる減算の適用をいけていないこと
- リ 当該事業所の介護支援専門員が担当する利用者数が、1人あたり35件を超えておらず、かつ、介護予防支援業務の受託を受けていないこと

（※ 特定事業所加算の届出をした事業所は、上記金額を記載すること）

料 金 表 作 成 の 注 意 事 項

介護報酬については、以下の告示等を確認のこと。

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- ・ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（平成12年老企第36号）